

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
指定地域密着型通所介護 通所介護相当サービス
事業者番号 1472601354

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. 当事業所における苦情の受付	4

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 ブラボー
(2) 法人所在地 神奈川県相模原市南区松が枝町 15-15
(3) 電話番号 042-815-0600
(4) 代表者氏名 代表取締役 渡邊 和泉

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定地域密着型通所介護・通所介護相当サービス
(2) 事業所の目的 事業所の従事者が、要介護状態又は要支援状態、要支援相当状態にある高齢者に対し、音楽療法を機能訓練としたプログラムを適正に提供することを目的とする。
(3) 事業所の名称 音楽デイサービス ブラボー
(4) 事業所の所在地 神奈川県相模原市南区松が枝町 15-15CLL エクセレンス松が枝Ⅱ
(5) 電話番号 042-815-0600
(6) 管理者氏名 渡邊 和泉
(7) 利用定員 18名/日
(8) 運営方針

- ①事業所の通所介護従業者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持ならびに家族の心身的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練（音楽療法）等、その他必要な援助を行う。
- ②事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供にあたる。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 相模原市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 祝日（8/13～8/15・12/30～1/3 は休業）
受付時間	8時30分～17時30分（緊急の場合は時間外でも受け付けます）
サービス提供時間	9:30～16:30

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	指定基準
1. 管理者	0名	1名	0名	0名	1名
2. 介護職員	0名	1名	0名	7名	2名以上
3. 生活相談員	0名	2名	0名	0名	1名以上
4. 看護職員	0名	0名	0名	4名	1名以上
5. 機能訓練指導員	0名	0名	0名	4名	1名以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

<サービス利用料金>（契約書第6条参照）

ご契約者の要介護度に応じて、介護報酬上の金額から自己負担額（介護保険負担割合証に記載された負担割合）をお支払い下さい。（介護度と収入に応じて異なります。）

相模原市は地域区分「4級地」であるため、単位数に 10.54 円を乗じた金額が料金となっています。なお、自己負担は負担割合証の通りとなります。

〈1〉地域密着型通所介護 「7時間以上8時間未満」

	単位数	総金額	1割負担分	2割負担分	3割負担分
・要介護1	753	7,936円	794円	1,588円	2,381円
・要介護2	890	9,380円	938円	1,876円	2,814円
・要介護3	1,032	10,877円	1,088円	2,176円	3,264円
・要介護4	1,172	12,352円	1,236円	2,471円	3,706円
・要介護5	1,312	13,828円	1,383円	2,766円	4,149円

〈2〉通所介護相当サービス *要支援1.2 事業対象者

	単位数	1割負担分	2割負担分	3割負担分
・週1回程度	455単位/回 4回利用	1,918円	3,837円	5,755円
・週2回程度	455単位/回 10回利用	4,796円	9,591円	14,387円

*支援1、事業対象者/月の利用上限が5回まで

*支援2、事業対象者/月の利用上限が10回まで

【減産】 送迎をしない場合 上記単位数より-47単位/片道

〈3〉介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (要介護・要支援・事業対象者)

・介護報酬の総単位数 × 6月以降 8%

〈4〉口腔機能向上加算(1) (要介護/月2回まで 要支援・第1号事業所介護/月1回まで)

・150単位/回 1割分159円/回数 2割分317円/回 3割分475円/回

〈5〉個別機能訓練加算(1)イ(要介護)

・56単位/日 1割分60円/日 2割分119円/日 3割分178円/日

〈6〉高齢者虐待防止措置基準型

〈7〉業務継続計画基準型

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更の場合、変更額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービス内容と利用料金〉

- ・昼食代 1,080円 ・おやつ代 380円 ・飲物代 350円 ・教材費 300円
- ・リハビリパンツ 100円 ・パット 100円 (使用した場合に限り)
- ・上履きレンタル 100円 (使用した場合に限り)
- ・昼食、おやつ代キャンセル料 1,460円 (利用前日の17時半までに連絡がない場合)
- ・通所キャンセル料 介護保険料10割 (利用当日8時半までに連絡がない場合)

*突発の体調不良や不慮の事故等で連絡がつかない場合は除く

*介護保険給付の支給限度額を超える介護予防通所介護サービスまたは地域密着型通所介護にかかる費用について、サービスを提供した場合、その費用を負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了月の翌月に請求いたします。

支払い方法については以下の方法でお支払いください。

- ・現金でのお支払い又は銀行、ゆうちょ銀行等の預金口座からの自動引き落とし

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、指定地域密着型通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 当事業所における苦情の受付について (契約書第20条参照)

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者) 渡邊 和泉 (管理者・生活相談員)

電話 042-815-0600

○受付時間 月曜日～金曜日 (12/30～1/3、8/13～8/15を除く)

8:30～17:30

○神奈川県国民健康保険連合会 (介護苦情相談課) 045-329-3447

○相模原市役所 福祉基盤課 042-769-9226

令和6年 6月7日

指定地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項について文書を交付し、説明を行いました。

事業所 住所 神奈川県相模原市南区松が枝町 15-15
CLL エクセレンス松が枝Ⅱ

名称 音楽デイサービス ブラボー

説明者 職名 管理者 兼 生活相談員

氏名 渡邊 和泉 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型通所介護サービスの提供の開始に同意しました。

契約者 住所 相模原市南区御園 1-6-13

氏名

(代理人) 住所

氏名

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 R C 造 2 階建ての 1 階
(2) 建物の延べ床面積 100 m² 1 階部分 (機能訓練室 60.66 m²)

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

管理者…事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

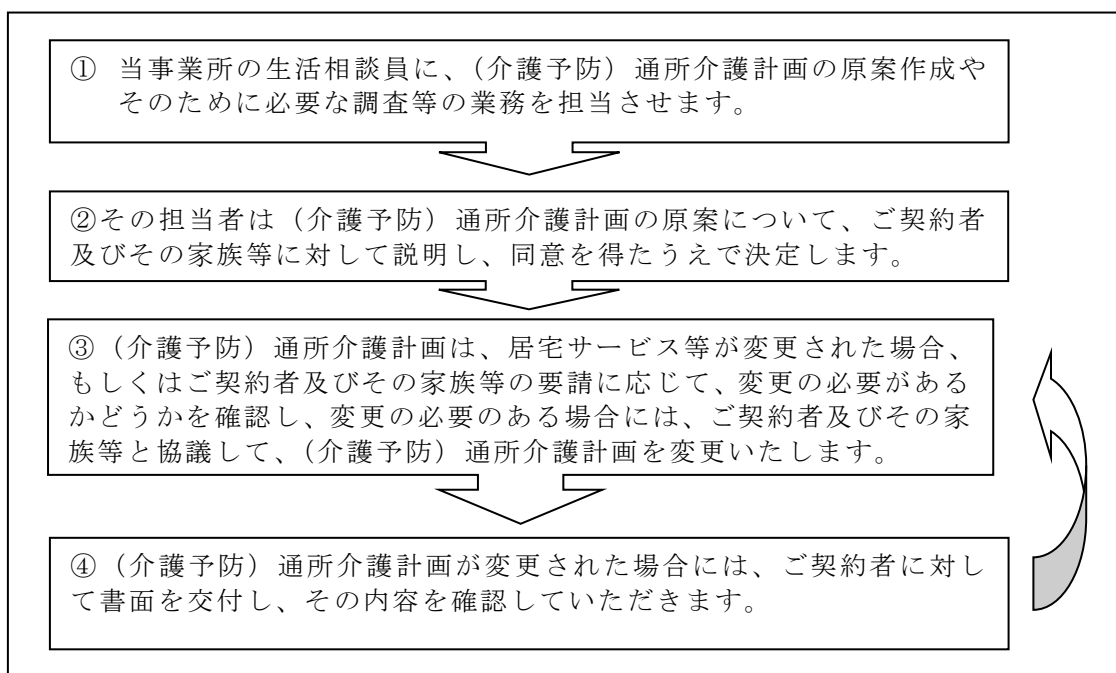
生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

看護職員…健康チェック（血圧、体温測定、問診）を通して健康保持のための相談・助言等を行います。

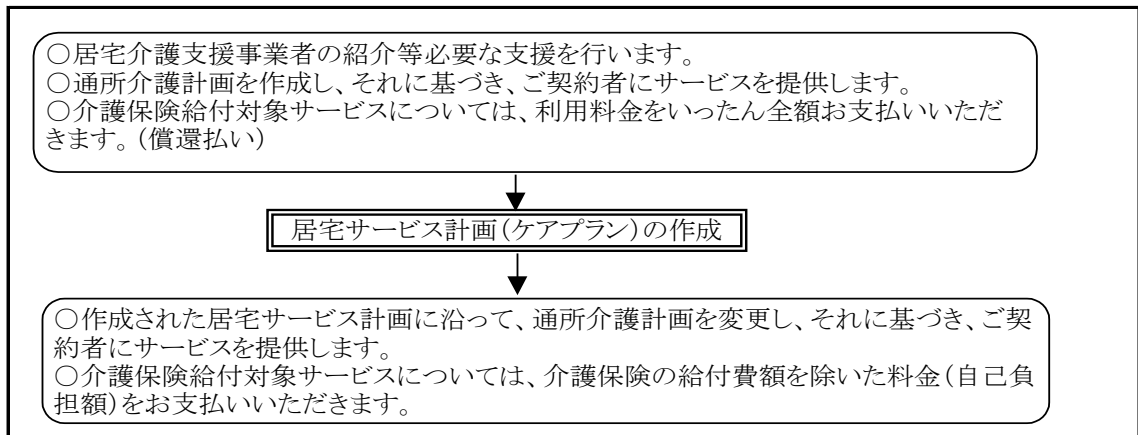
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」（以下「居宅サービス計画書」という。）がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する（介護予防）通所介護計画に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第 3 条参照）

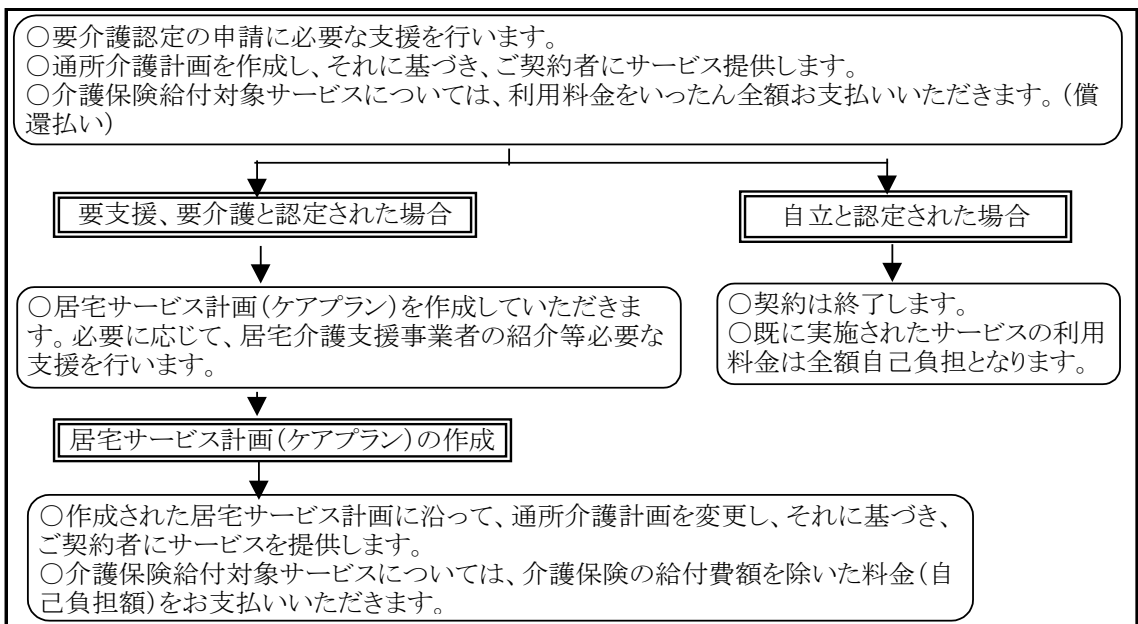


(2) ご契約者に係る居宅サービス計画等が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
 - ① 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 入浴設備がない為、衛生面等で問題が生じる場合はご利用を遠慮して頂く場合があります。
- 静養室は看護師又は管理者の判断にて必要に応じて（服薬処置、問診、検診等）使用し、体調が優れない方を優先とします。

（2）喫煙

事業所内は禁煙です。喫煙スペースはありません。

（3）送迎について

- 送迎車の乗り降りは原則ご自宅玄関前となり、送迎の間に途中で降りる事は出来ません。
- お約束の時間に大幅に遅れる場合には連絡します。10分以上送迎車が到着しない場合は安全な場所（ご自宅の中）でお待ち下さい。
- 送迎車はご自宅に到着してから長時間お待ちすることができません。あらかじめ身支度を整えて頂き、スムーズな送迎にご協力お願い致します。
- 送迎車内では全席シートベルトの着用をお願い致します。

(4) その他

- サービス利用時、ご利用者様同士の物品譲渡のやり取り、貸借はトラブルの原因となる為、ご遠慮願います。
- 緊急性や疾患上の問題がある場合を除き、サービス提供中（送迎中も含む）は、飲食物を持ち込むことは遠慮願います。

6. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします
ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第 15 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 2 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が入院された場合② ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合④ 当施設設備面での問題で適切なサービスを受けられないと管理者が判断した場合（衛生面での維持、車椅子のサイズ、送迎車等）⑤ 当施設内（送迎車含む）において、他者又はスタッフに対して暴言、暴行、中傷、誹謗などがあり、改善の余地が見込めないと管理者が判断した場合⑥ サービス提供時間内で帰宅願望や他者への迷惑行為、又はそれに準ずる行為等があり、サービス提供に支障を来すと管理者が判断した場合⑦ ご利用の意思が曖昧で 2 ヶ月間のご利用率が 50% を切る場合⑧ 入院などで 2 ヶ月利用ができなかった場合。又は利用再開の見込みが立たない場合 |
|---|

（3）契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8 緊急時における対応方法

- 1 通所介護従事者は、サービス提供中に利用者の病状などに急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- 2 指定通所介護などを実施中に天災その他災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとします。

9 非常災害対策

- 1 事業所は非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難通報を含む総合防災訓練を年2回実施するとともに必要な設備を備えます。

10 従事者の研修及び秘密保持

- 1 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備します
 - 一 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回以上
- 2 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族に秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記します。
- 3 事業所はこの事業を行うため、サービス提供記録、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備します。

11 衛生管理及び従事者の健康管理

- 1 通所介護などに使用する備品は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意します。
- 2 通所介護従事者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診します。

12 緊急時における対応方法

- 1 事業所はサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。